

機関番号：32682  
 研究種目：研究活動スタート支援  
 研究期間：2009～2010  
 課題番号：21830116  
 研究課題名（和文） 統監府と朝鮮総督府の韓国慣習調査に関する研究  
 研究課題名（英文） Research about the custom investigation of “the rule era by Japan in Resident General’s Office and Government-General of Korea” in Korea  
 研究代表者  
 李 英美 (LEE YOUNGMEE)  
 明治大学・商学部・教授  
 研究者番号：00449109

## 研究成果の概要（和文）：

統監府と朝鮮総督府時代の韓国慣習調査事業においては各慣習調査員による各種の個別的な慣習調査報告書が今日まで残っており、それらは今日韓国・日本・アメリカに散在していることが明らかにされた。本研究では、韓国・日本・アメリカにおける資料の所在（所蔵先）を把握する作業からはじめ、現地を直接訪問する方法でそれらを収集し、内容の精査を行った上で質的データを構築・整備した。

## 研究成果の概要（英文）：

There brought to light that some documents related to custom investigation of the rule era by Japan in Resident General’s Office and Government-General of Korea are now kept in Korea, Japan, and in the US. This study started to find out where these documents are kept and to collect them. With the conduct of a close survey, this study establishes qualitative date of them.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,070,000	321,000	1,391,000
2010年度	740,000	222,000	962,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,810,000	543,000	2,353,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：韓国近代法史、慣習調査事業、統監府・朝鮮総督府、民事慣習・慣習法、伝統法・近代法、植民地法制、東アジア法史、法の継受・相互影響関係

## 1. 研究開始当初の背景

初代統監伊藤博文によって統監府時代の韓国政府法律顧問となった梅謙次郎（明治民法典起草者のひとり）は、韓国の基本法典編纂事業の中で「民法」「民事訴訟法」「商法」の起草を担当したが、その際韓国の慣習に基づく民法典として「民商二法統一法典」の編纂を構想し、1908～1910年の間に全

206項目の民商事に関する全国的規模の慣習調査を実施した。

調査は、調査員による実地調査と典籍調査、単一項目調査と全項目調査から成る。現在、調査の結果をまとめた『慣習調査報告書』（倉富勇三郎編、朝鮮総督府、1912年）が残されており、その復刻版が日本で刊行されているが（龍溪書舎、韓国併合史研究資料5、1995年。同39、2002年）、同調査

報告書は実際の調査に基づくものではなく、調査員たちによる個別的慣習調査報告書をまとめて編集・編纂したものであることを、本研究代表者はこれまでの研究で明らかにした。

また、日韓併合後の朝鮮総督府は日本民法をもって直接韓国へ適用・運用するとしたが（朝鮮民事令）、日本とは異なる親族・相続・不動産関連の事項については韓国の慣習を用いるとしたため、再び慣習調査が行われ、調査は韓国が独立するまで続けられた。その過程でまた多数の個別的調査報告書が作成された。今日、それらの個別的慣習調査報告書については、韓国と日本の両国で所在の把握や資料の収集などが行われておらず、その実態が明らかにされていなかった。したがって、それらの資料を用いた研究も皆無の状態であった。

さらに、本研究代表者は、これまでに韓国の戸籍と婚姻に関する民事慣習の慣習法化および成文化化過程に関する研究を進めてきたが、その過程で特定の慣習事項の変遷過程を分析・考察するに当たり、韓国史上唯一の慣習調査の記録である上記各種慣習調査報告書を参照する必要性が生じた。しかしながら、韓国と日本の両国において個別的慣習調査報告書の所在すら把握されていない状態であった。

以上のような韓国と日本におけるこの分野の研究事情が、本研究を始めたきっかけである。

## 2. 研究の目的

まず、大韓帝国（1897～1910年、以下、韓国）に保護政治を行った統監府時代（1905～1910年）の韓国慣習調査の結果を報告した各種の個別的慣習調査報告書と、韓国併合後の朝鮮総督府時代（1910～1945年）に慣習政策の一環として行われた慣習調査事業の結果をまとめた各種の個別的慣習調査報告書の実態を把握し、その全貌を明らかにすることである。

このような今回の研究においては、慣習と近代法という観点から特定慣習の変遷過程を追い、近代法化過程における伝統的規範としての慣習の社会的法的役割の変化およびその意味を考察することと、日本による韓国の慣習調査事業と慣習政策および運用を明らかにし、法の継受関係および相互影響関係を考察する研究へと発展させてための基礎を提供することが、本研究の第二の目的となる。

## 3. 研究の方法

韓国・日本・アメリカに散在する、韓国・朝鮮慣習関連の各種個別的慣習調査報告書の所蔵先を調査する作業を含め、現地へ直接出張して調査・収集する方法である。収集方法としてはデジ・カメで撮影し、または電子化された資料を購入することを行った。収集した資料の質的データベースの構築については、内容を精査したうえで、一定の基準に基づいて分類し、データ化する方法をとった。

## 4. 研究成果

(1) 資料の所在把握と関連し、当初各種個別的慣習調査が散在するであろうと想定されていた韓国・日本・アメリカのうち、日本には資料があまり存在しないことが、調査を進めていく過程で明らかになった。ただ日本では、特定の大学図書館一か所のみにおいて、貴重資料として一束が保管されているのを見つけることができた。しかし、その資料束の中身を調べてみると、資料の形態（筆体や用箋など）が異なるものや、調査項目および調査内容（単一項目調査と全項目調査）の異なる報告書などが混ざって綴られており、そのうえ日付けがないために調査時期（統監府および朝鮮総督府）さえ、識別し難い状態であった。

これらの資料については、まず、資料に用いられた用箋を手掛かりに、統監府または朝鮮総督府の所属機関別に分類して、調査時期を確定する基礎作業を行った。そのあとに、調査項目別に分類する作業を行い、そのうち、単一項目調査の資料については、調査項目別にまとめて、資料のデータ化作業を行った。

(2) ハワイ大学における資料は、慣習調査報告書と他の資料類が一緒になって、ひとつの特定資料群をなしていた。他の資料が大多数を占める同資料群のなかで、まず慣習調査報告類を抽出することから作業を始め、23点の資料を収集することができた。23点の資料については、資料の分量（1枚の資料から、それ以上の資料までまちまちである）、資料の形態（用箋を用いたりいなかったりものが混在）、調査時期（統監府か朝鮮総督府か不明のものが多い）、調査項目（同資料群のなかにあるのは単一項目調査が多い）、調査方法（実地を訪問して調査する実地調査より、朝鮮王朝時代の旧法典や資料などを調べた典籍調査が多い）の基準で分類し、データ化作業を行うことができた。

また、現在同資料群（全体）には、資料評価表が存在することがわかった。しかし、その資料評価表は、この分野ではなく、政治学分野の研究者が作成した極めて簡易なもの

であった。そのため、本研究では先ず、資料を管理する関係者の協力のもとに、この資料群・資料評価表のなかから慣習調査報告書を特定する作業から始めた。この作業を経た資料については電子媒体で資料を収集し、データ化した。

また、上記資料評価表ではすべての資料に、資料の重要度によって四段階の評価が付されていたが、その重要度の基準が何であるかが明確に示されておらず、曖昧なものであることが、本研究の調査過程で明らかになった。具体的に、慣習調査報告書類にはほとんど重要度の高い評価が与えられておらず、それとは逆に朝鮮総督府時代の刊行資料には重要度の高い資料としての評価が与えられているなど、原資料と刊行物との間の資料としての価値や重要度（貴重度）に対する判別さえ誤っているという、基本的な事項に問題があった。

したがって、それらの評価に対する見直しの必要性について、資料を管理する関係者に提案を行った。このことも本研究における成果のひとつであると言える。さらに、このことについては、今後本研究代表者に加え、資料を管理する関係者ともども、新たな資料評価表を作成する共同作業を行う目的で、研究会を開く可能性の有無についても話し合われた。

(3) またアメリカにおいては、カリフォルニア大学パークレー校に慣習調査報告書が11点所蔵されていることも把握できた。こちらの資料においても、資料の分量が1枚のものから、それ以上の資料までまちまちであり、資料の形態も用箋を用いたりいなかったりものが混在すること、調査時期についても統監府か朝鮮総督府か不明なものがあった。また、調査項目も単一項目調査が多く、調査方法もどちらかという、実地を訪問して調査するという実地調査に基づく報告書よりも、朝鮮王朝時代の旧法典や資料などを調べた典籍調査に基づき、作成された報告書が多いのが明らかになった。これらの資料についても、上記ハワイ大学所蔵資料と同じ基準で分類し、データ化作業を行った。

(4) 韓国においては、本研究開始以前において所在を把握しておいた、各公共図書館所蔵の個別的慣習調査報告書（全項目調査報告書）を3点、今回の研究で収集することができた。それらの資料については、資料の分類基準に沿ってデータ化作業を行った。このほかにも韓国に各種の個別的慣習調査報告書が存在することと、その所蔵先を把握することができたが、所蔵先の諸事情により閲覧することができなかった。これら韓国における資料については、次の機会に譲ることにす

る。

(5) 以上の資料の所在を把握する作業をとおして、つぎのような諸点が明らかになった。また、それによる課題も見えてきた。

①統監府時代、朝鮮総督府時代における資料、なかでも慣習調査報告書のほとんどは当地の韓国に残されているということである。ただし、現在所蔵先で、資料を外部に公開するための体制作りを行っている最中であることから、しばらくの間は資料の利用が出来ない状態であることが確認された。

②日本においては資料がほとんど存在しないが、民間の古本屋などに流布している資料の存在が確認された。しかし、そこには朝鮮・韓国のみならず、台湾の慣習調査報告書類もセットにして販売し、そのうえ高値が付けられているという現状が把握できた。このような事情から、本研究においては、それらの資料の収集は、見送らざるを得なかったことを記しておく。

③アメリカのカリフォルニア大学パークレー校で所蔵していることが確認できた資料については、その入手経路として、主にライブラリアンなどの個人が、将来のために古本屋などに流れ出していた資料を購入・収集したものであることが確認された。

④上記②③から共通して見えてきた点は、統監府時代と朝鮮総督府時代の資料が、体系的、かつ組織的に当地の韓国・朝鮮から、外部へ移送された痕跡は考え難いということである。その背景として考えられるひとつのことは、おそらく日本の敗戦および韓国・朝鮮の独立とほぼ同時に、朝鮮半島の南側にアメリカ軍が入ってきており、軍政を敷きはじめていたことが挙げられる。つまり、そうした慌ただしい状況のなかで、朝鮮総督府をはじめとする各機関に勤めていた日本人の官吏や従事者たちにとって、資料や書類などを体系的に組織的に外部へ移送するという余裕が、あまりなかったのではないかということである。こうした仮説については、「日本の敗戦および終戦と「外地」における資料および書類の処置」という観点から論証すべき、今後の研究課題として残しておくにとどめる。

⑤ハワイ大学においては、ひとつの資料群のなかに、慣習調査報告書類が紛れ込んでいる状況が確認されたわけであるが、そうした慣習調査報告書を含む資料が、どういう経緯を経て、韓国・朝鮮からハワイ大学へ渡っていたのかについては、未だ明らかにされてい

ない。このことについても、今後さらに調査を進め、その経緯について明らかにすることが、今後の研究課題として残されている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 李 英美 (翻訳) 金孝全「An Kook Sun in Waseda Age」『東亜法学』第47号、東亜大学校法学研究所(韓国)、2010年5月、439-443頁、査読無
- ② 李 英美 (翻訳) 水林彪「日本近代法体系の歴史的特質—帝国憲法(1889年)・明治民法(1898年)体制論」『法史学研究』第40号、法史学会(韓国)、2009年10月、43-62頁、査読無
- ③ 李 英美 (翻訳) 杉本好央「20世紀初頭の日本民法学における「判例」と「法源」—末弘巖太郎の所説を中心に」『法史学研究』第40号、法史学会(韓国)、2009年10月、87-93頁、査読無

[学会発表] (計5件)

- ① 李 英美 「明治大学出身韓国人留学生について—主に戦前の在籍者を中心に」、アジア留学生研究会、2010年9月29日、於明治大学
- ② 李 英美 「韓国における個別的慣習調査報告書の状況について—統監府と朝鮮総督府の慣習調査報告書を中心に」、法史学研究会第141回例会、2010年6月25日、於明治大学
- ③ 李 英美 「梅謙次郎と植民地法制」、第23回日本近代法史研究会、2009年10月3日、於法政大学
- ④ 李 英美 「韓国の慣習調査事業について—個別的慣習調査報告書を中心に」、東洋法制史研究会第28回夏合宿、2009年8月19日、於日本大学薬科セミナーハウス
- ⑤ 李 英美 第6回早稲田大学・全南国立大学学術シンポジウム「帝国と植民地法制1」でのコメント、2009年7月18日、於早稲田大学

[図書] (計2件)

- ① 李 英美 明治大学史資料センター編『明治大学小史—人物編』明治大学、2011年9月(予定)、13頁分担当、査読無
- ② 李 英美 著・金恵貞訳『韓国司法制度と梅謙次郎』(韓国語版)、一潮閣(ソウル)、2011年2月、1-309頁、査読無

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

李 英美 (LEE YOUNGMEE)

明治大学・商学部・教授

研究者番号：00449109